

豊田市開発事業に係る手続等に関する条例の運用の手引の改正について (令和4年7月1日施行)

1 経緯・目的

<p>《経緯等》 条例制定以降 (H29.10~)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の違反で周辺地域の住環境への影響の懸念 ・違反の多い土石採取・残土処分事業に対する運用見直し ・公民連携して適切な開発事業を促進 (=違反開発の未然防止・拡大抑制) する仕組みを構築 	<p>《地域や国等の動き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業に対する周辺住民等の関心や不信感・不安の高まり ・熱海事故を受け、国は盛土等に対する規制法制定の動き
--	--

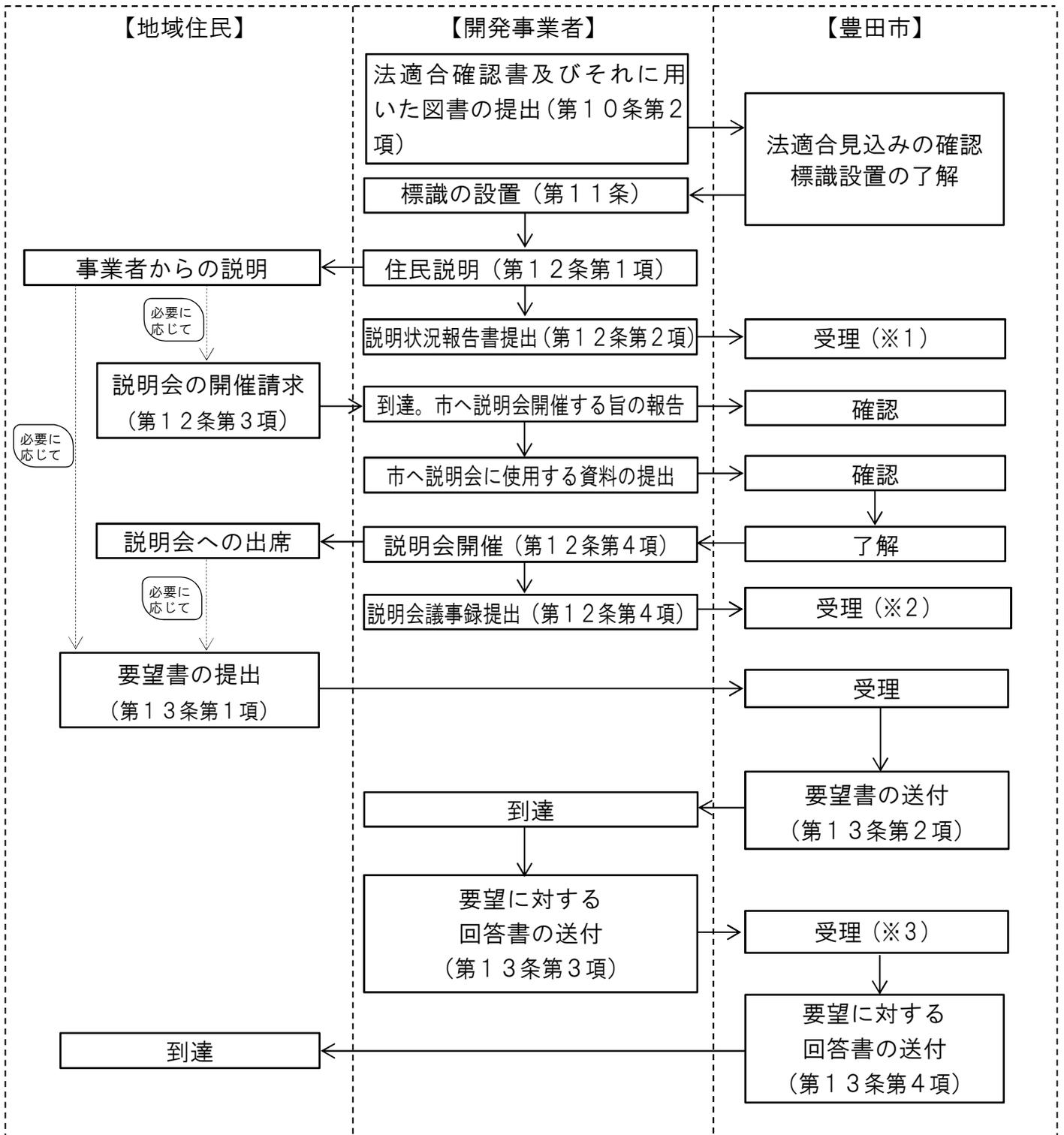
・直面した課題等に対応し、**条例の実効性をより向上**するため**運用の見直し**

2 主な改正点

項 目	内 容【該当条文】
手続の流れ	欠格条項該当事業者は、全ての手続がされないことを明記【手続フロー図】 承認後の手続フロー図を追加【手続フロー図】
用語の定義	土地の形状変更・性質変更の具体例を明記【2条】 住民説明対象と説明会開催請求可否欄を追加【2条】
対象行為	対象行為をより具体的に明記【6条】
法適合確認	全ての手続前に指定の法適合確認書による確認(持回り)を明記【10条2項・法適合確認書】 法適合確認に用いる図書の作成水準を明記【10条2項】 法適合確認書を必要な法規制等で整理【法適合確認書】
標識の設置	市の了解後に現場への標識設置を明記【11条】 関係他法令の完了確認後まで設置を明記【11条】
近隣説明	不十分な説明に対して、市が指導できることを明記【12条2項】 説明対象者、説明会開催請求対象者の範囲イメージ図を修正【12条】
説明会	地域等からの開催請求時は、事業者から市への報告を明記【12条4項】 説明会資料は、市の事前確認を追加【12条4項】
地域等からの要望対応	要望等への回答が不十分と判断したものは、市は受理せず、補正を求めることを明記【13条4項】
段階的承認	建築物の建築を伴わない事業(6条8(3)号)は、事業の主目的ごとに手続を行うことを明記【15条】(例:従来は最終目的の「農園整備」で一事業であったものを、「土砂搬入事業」と「農園整備」に分けて手続実施)
承認条件	着手前に関係法令の許認可を得ることを明記【15条4項、21条】 土砂搬入・盛土事業(6条8(3)号)の着手前の境界明示【15条4項】 盛土事業(6条8(3)号)の土砂の搬入伝票管理【15条4項】
承認変更	計画変更時にも説明会開催請求への対応が必要なことを明記【17条】
承継	説明状況報告書の添付を明記【19条】
着手の届出	必要な法令の許認可等を得てから着手すべきことを明記【21条】
報告徴収	報告の体裁をなしていない場合は、報告拒否とみなすことを明記【31条3項】
添付図書	提出図面(土地利用・造成計画図等)の記載事項を明記 その他市長が必要と認める図書として、土地所有者の同意書を求めることを明記(8号案件)

《条例手続フロー図1》

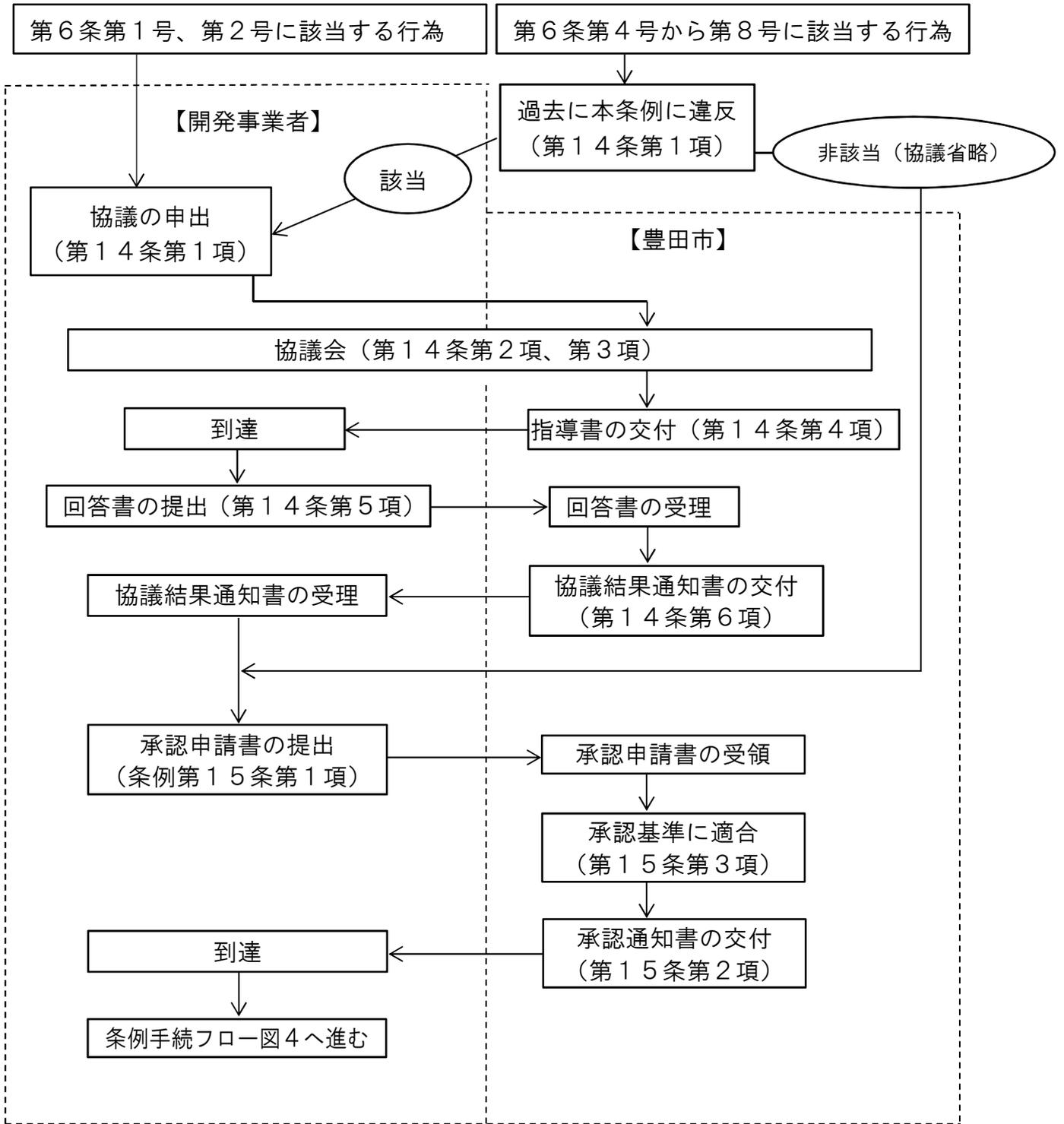
- ▶ 開発事業者が条例第14条第7項（欠格条項）各号のいずれかに該当する場合は、第10条第2項の法適合確認は行うことが出来ません。



※1 関係者から「要望書提出」や「説明会開催請求」がない場合は、標識設置及び住民説明のいずれか遅い日の翌日から14日を経過した後、条例手続フロー図2又は3に進む。
 ※2 関係者から「要望書提出」がない場合は、説明会開催の翌日から14日を経過した後、条例手続フロー図2又は3に進む。
 ※3 要望に対する回答を市へ提出し、受理された場合は、条例手続フロー図2又は3に進む。
 ●手続の途中で事業内容に変更が生じた場合は、法適合見込みの確認から再度行う必要があります。

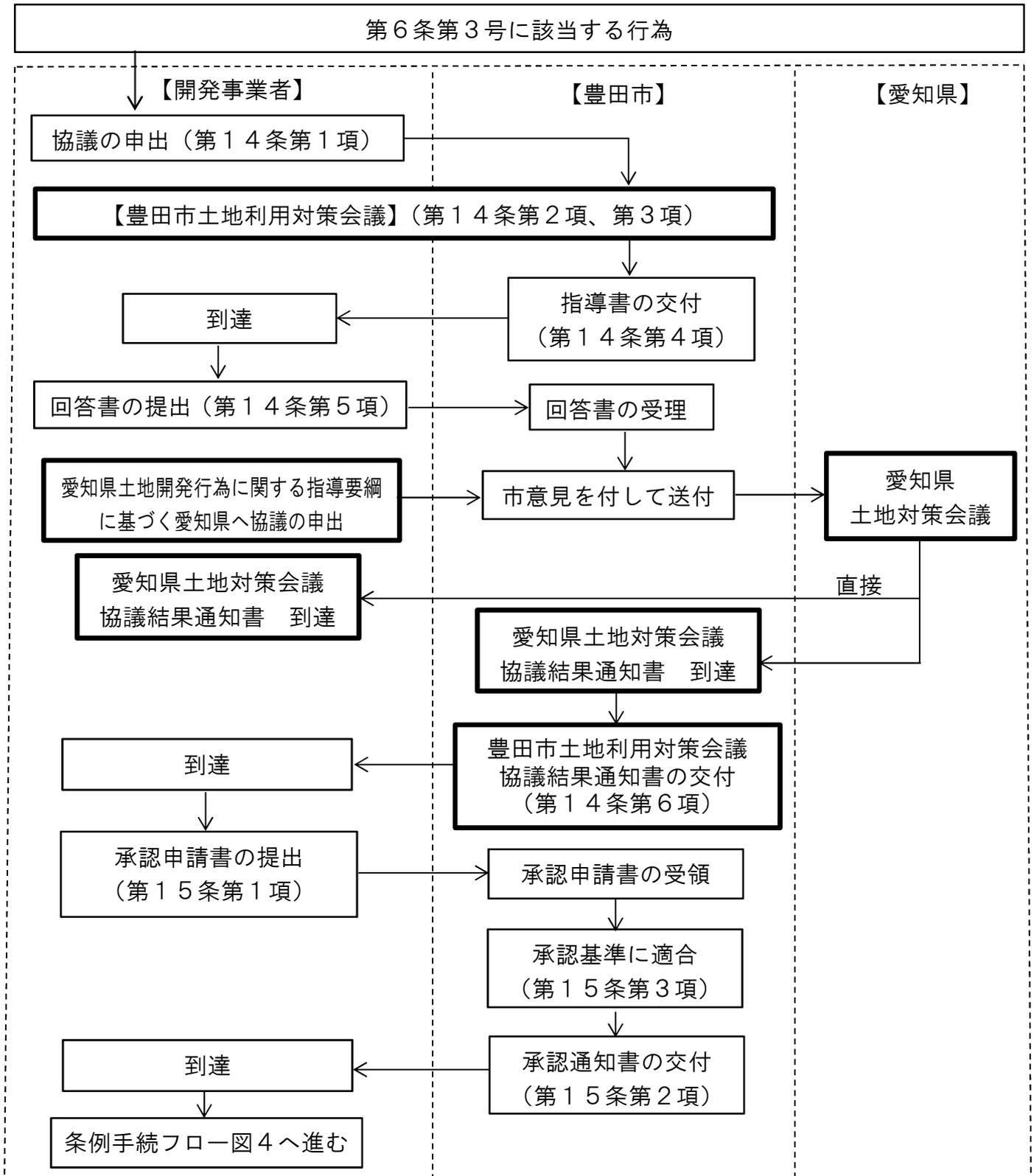
《条例手続フロー図2（条例手続フロー図1から続く。）》

※第6条第3号に規定する事業以外の場合

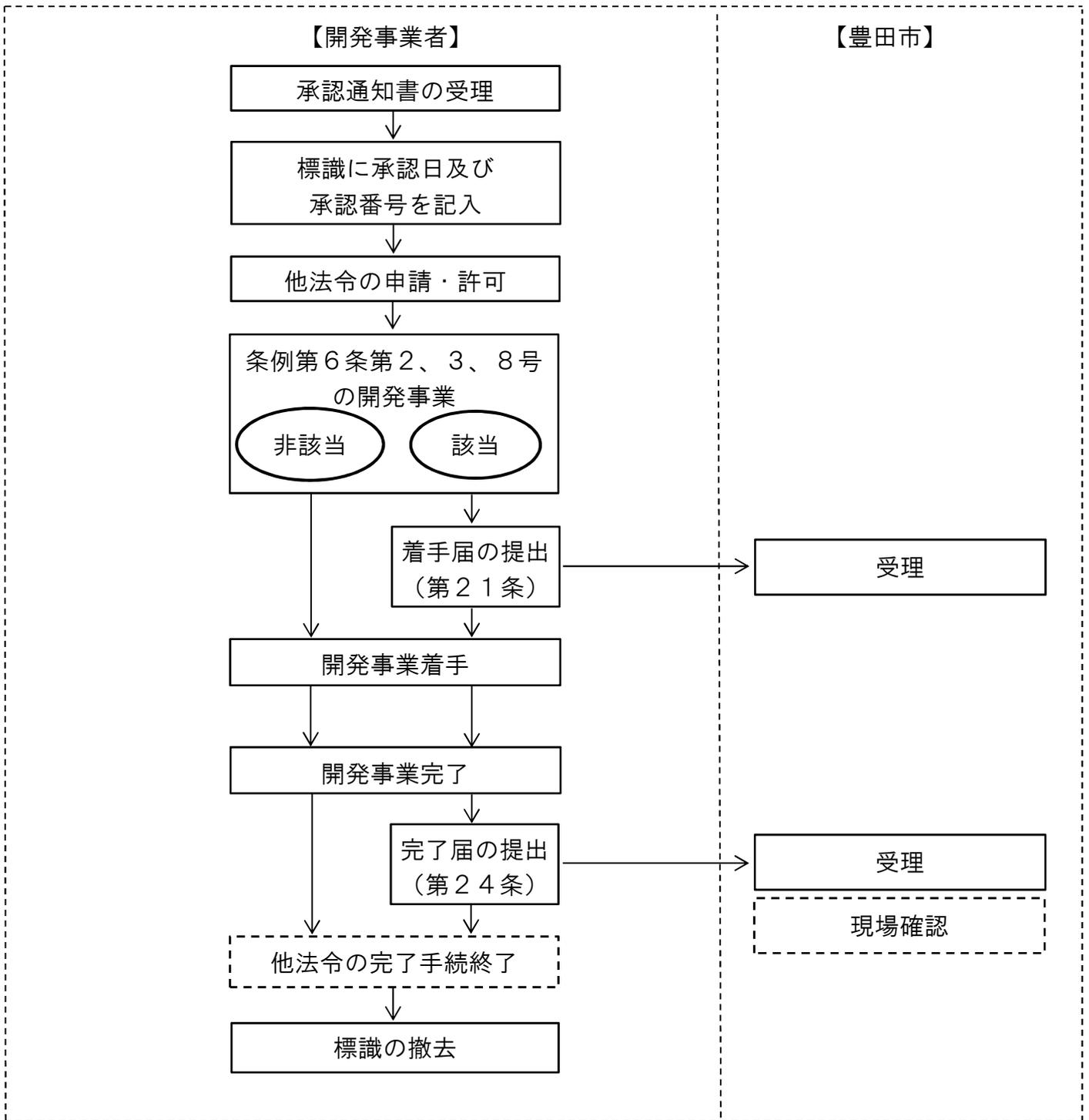


《条例手続フロー図3（条例手続フロー図1から続く。）》

※第6条第3号に規定する事業の場合



《条例手続フロー図4（承認通知受領後の手続）》



※承認申請前、承認申請中に開発事業の内容を変更する場合は、条例手続フロー図1の法適合見込みの確認から再度手続を行う必要があります。
 ※承認を受けた開発事業の内容を変更する場合は、あらかじめ、条例第17条に規定する手続を行う必要があります。